

会 議 名	令和4年度 第4回 匝瑳市地域公共交通活性化協議会
日 時	令和5年2月3日（金） 14：30～16：00
場 所	市民ふれあいセンター 会議室
出 席 者	<p>【委員】 (出席：20名) 宇井会長、藤井副会長、鎌形委員、菊間委員、飯島委員、河合委員、小林委員、笹本委員、崎山委員、成田委員、高山委員、熱田委員、渡辺委員、橋口委員、高橋委員、渡邊委員（代理出席：成松主事）、伊藤委員、宮田委員、齋藤委員、大木委員 (欠席：2名) 加藤委員、平山委員</p> <p>【事務局】 匝瑳市環境生活課市民協働班 林環境生活課長、小林主査、仲田主査補</p>
会 議 概 要	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について (2) 生活交通確保維持改善計画の変更について (3) 「匝瑳市デマンド型交通」の名称選定について (4) その他 4 閉会
会 議 資 料	資料1 匝瑳市地域公共交通活性化協議会委員名簿 資料2 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更（案） 資料3 生活交通確保維持改善計画変更認定申請書（案） 資料4 「匝瑳市デマンド型交通」名称募集結果一覧

会議結果概要

(1) 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の変更について

資料2について事務局から説明後、質疑応答

会	長	・ 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。		
委	員	・ 八日市場タクシーの辞退によって運行事業者がササモト1社となります。4月から運行を開始するにあたり、想定している利用者数をクリアできるのか検証されているのでしょうか。また、八日市場タクシーは許認可手続を継続して行うのでしょうか。		
事	務	局	・ 本市のデマンド型交通について、運行車両は、北部エリア1台、南部エリア1台の計2台を予定しております。八日市場タクシー様が運行事業者を辞退後、ササモト様と協議を重ね、2台目の運行車両確保についての調整は済みであり、4月の運行開始に影響はございません。八日市場タクシー様の許認可手続は、取り下げた旨、伺っております。	
会	長	・ その他、御意見、御質問はございますか。それでは、御意見、御質問がないようでしたら、質疑を打ち切らせていただきます。本件につきましては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。		
委	員	一	同	・ 異議なし。
会	長	・ ありがとうございます。続いて、議事2に移ります。		

(2) 生活交通確保維持改善計画の変更について

資料3について事務局から説明後、質疑応答

会	長	・ 事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。	
委	員	・ 広報そうさ2月号にある市内循環バス再編の案内には、10月以降の運行について記載されておられません。また、定期乗車券の販売も6か月で設定されております。生活交通確保維持改善計画は半年間で作られておりますが、その先の運行も視野に入れているのでしょうか。	
事	務	局	・ これまでも、本市では市内循環バスを運行しておりますが、令和5年4月1日から新たに再編して運行することとなります。表1にあります運行日数につきましては、補助対象期間の日数となります。再編した市内循環バスは、令和5年10月以降も継続して運行してまいります。
会	長	・ 事務局に確認しますが、補助金の運行期間の設定は、10月1日から、翌年9月30日までという認識でよろしいですか。	
事	務	局	・ 補助金の運行期間につきましては、そのとおりとなります。本件につきましては、令和5年4月1日から再編を行うため、令和5年4月1日から令和5年9月30日までが対象期間となります。令和6年度分につきましては、令和5年6月に本協議会の御承認をいただき、国に申請を行うこととなります。
会	長	・ バス事業の運行に関する年度期間は、10月1日から翌年9月30日までと	

		なり、本件は4月1日からの取扱いになるということによろしいですか。
事	務	員
委	員	・ はい。
事	務	局
		・ 計画3ページの13にある小型車両の2台購入について、現在ある2台が耐用年数を過ぎてしまい買い替えるという認識でよろしいでしょうか。
事	務	局
		・ 現在、市内循環バスは6路線運行しており、うち北側3路線を2路線に縮小いたします。新たに再編した2路線を運行するためのバスを買い替えることとなります。
委	員	
		・ 小型車両となるのは、北部ルートを運行する循環バスでしょうか。また、車両は14人乗りですが、朝方等、利用者が多く見込まれる時間帯に利用者が乗りきれぬのでしょうか。
事	務	局
		・ 小型車両は、北部ルートを運行する車両となります。また、地域公共交通計画策定時に乗降調査等を実施しており、利用者が多く見込まれる時間帯につきましても、乗りきれると判断しております。
委	員	
		・ 小型車両にはスロープやリフトが付属されていますか。
事	務	局
		・ 2台ともに付属していません。
会	長	
		・ 付属していない理由や経過はありますか。
事	務	局
		・ 北部ルートは道路状況が狭い場所がある等の理由から、通常バス車両ではなく小型化することになりました。バリアフリー適用除外の申請についても、バス運行事業者を通じて千葉運輸支局へ行っていただいております。スロープ等が必要な利用者の対応につきましては、4月から新たに運行を開始するデマンド型交通や、市で実施している福祉タクシー等で対応したいと考えております。
委	員	
		・ 購入する小型車両2台は、ノンステップ仕様ですか。
事	務	局
		・ 購入する小型車両2台は、バス車両ではなくハイエースタイプの車両となります。
委	員	
		・ 一段上がって乗車することになりますか。
事	務	局
		・ はい。バリアフリーの適用除外を受けられるように、千葉交通様、ジェイアールバス関東様と調整を行っております。
会	長	
		・ その他、御意見、御質問はございますか。それでは、御意見、御質問がないようでしたら、質疑を打ち切らせていただきます。本件につきまして、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
委	員	一 同
		・ 異議なし。
会	長	
		・ ありがとうございます。続いて、議事3に移ります。

(3) 「匝瑳市デマンド型交通」の名称選定について

資料4について事務局から説明後、質疑応答

会	長	・ 事務局の説明が終わりました。本件においては、広報そうさ1月号において、市民の皆様からデマンド型交通の名称を募集させていただきました。募集期間は1月4日から1月31日までとし、一昨日及び昨日に取り纏め、整理いたし
---	---	---

ました資料をお示ししております。本来ならば、事前に資料を送付し、委員の皆様へ御覧いただいた上で、本日、御協議いただくべきでしたが、時間の都合上、本日の配付とさせていただきます。応募いただきました名称は、バラエティに富んだ内容となっております。名称の考え方等も御覧いただき、選定いただきますようお願いいたします。御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

委員 ・ 選定された名称は、車体に印字するのでしょうか。名称一覧表を見ると、文字数が多い作品がありますが、名称を決定した後に車体書ききれない等の問題が発生すると選考が混乱するので、市が考える基準があれば教えてください。また、本日欠席の委員はどのように取り扱いますか。締切りとなる2月10日までに提出のあった委員の回答を取り纏め、票が一番多い作品に決定されるのでしょうか。

事務局 ・ 選定された作品については、車体に直接印字するのではなく、車両マグネットを作成して貼付けを行う予定です。文字数につきましては、あまり長い作品であると、車両マグネットに収めた際、見にくいことも想定されますので、見え易く、解り易い作品を3点まで選定いただきたいと思います。本日欠席の委員につきましては、会議結果の送付とは別途、早々に選定の御依頼をいたします。なお、名称の決定につきましては、各委員から選定いただいた結果を基に、市長が決定いたします。

会長 ・ 事務局から文字数の制限について回答がありましたが、これは選考を妨げるものではないですね。

事務局 ・ 文字数の制限はございません。

委員 ・ 54作品の中に、文字数が多すぎるという作品は無いと思います。制限等は設けず、各委員の感性に任せて構わないと思います。

会長 ・ 折角、皆様からいただいた作品ですので、全ての作品を選考の対象として選定いただきますようお願いいたします。

副会長 ・ 54作品全て、商標登録のチェックは済んでいますか。また、富里市では、デマンド型交通の愛称を子ども達に付けてもらいことと同時に、車両マグネットに記載するイラストを、日本大学の学生と富里市が連携して作成しました。このイラストは、バス停にも印字されました。選考に影響するので、今後、匝瑳市のデマンド型交通については、愛称のみで運行するのか、あるいは、キャラクターを作成する予定があるのか確認したいと思います。

事務局 ・ 商標登録につきましては、54作品全て使用可能であることを確認しました。キャラクターにつきましては、今後の検討とし、今回は名称のみ決定させていただきます。運行を開始したいと考えております。

委員 ・ 名称のみではなく、あっぱーちゃんや市章をマグネットに記載してはいかがでしょうか。これから新たにキャラクターを作成するのは大変でしょうから、既存のキャラクター等を使用してマグネットを作成し、これを車両に貼付ることによって、デマンド型交通の車両であることが認識し易くなると思います。

事務局 ・ 他自治体の事例を参考に、今後、検討させていただきます。

会	長	・ 4月1日から運行を開始するという日程や、今後決定する名称との兼合いもありますので、持ち帰り調整するということが如何ですか。また、本日の会議結果について市長に報告し、キャラクターの取扱いについては、後日、改めて委員の皆様にご相談させていただきたいと思いますが、如何でしょうか。
会	長	・ その他、御意見、御質問はございますか。それでは、御意見、御質問がないようでしたら、質疑を打ち切らせていただきます。大変お忙しい中、提出まで時間が無く恐縮ですが、よろしく申し上げます。続いて、議事4に移ります。

(4) その他について

会	長	・ 皆様から御意見、御質問はございますか。
副	会 長	・ デマンド型交通が4月から運行を開始いたしますが、現状の現状状況を教えてくださいいただけますか。匝瑳市では、地域交通利用料助成事業としてタクシー券を発行していると思いますが、タクシー券利用者がどのようにデマンド型交通を利用してくるか、事前に分析しておかなければ心配であります。タクシー券利用者がデマンド型交通に移行するのは、8月頃を予測しています。すると、4月の運行開始時期は利用者が少なく、デマンド型交通があまり稼働していないと捉えられます。しかし、8月以降は予約が増え、運行台数が不足するのではないかと予測しています。デマンド型交通運行事業者であるササモト様においては、タクシー券との兼合いや、予約重複時の調整等、大変な作業となり、負担が大きくなっていくと思います。今後の分析のため、バックデータは必要になりますので、事務局は、運行事業者にどのような作業をお願いするのか調整していただき、運行開始に向けて密な情報共有、連携を図っていただきたいと思っております。タクシー券の利用者に対しては、デマンド型交通でタクシー券が併用できないことは周知できていると伺っております。しかし、広報そうき1月号の記事では、その旨が記載されておりませんので、タクシー券が使えると考えてデマンド型交通を利用する方がいると思っております。運行事業者にトラブルがいかないよう、利用者に対して事務局は丁寧な対応をお願いします。
会	長	・ 直近のデマンド型交通の利用者登録状況の報告をお願いします。併せて、タクシー券の取扱いについて、これまでどのように周知しているのか報告してください。
事	務 局	・ デマンド型交通の利用者登録状況でございますが、1月16日に登録受付を開始してから、1月31日現在で73名の登録をいただいております。登録者の内、65歳以上の方は52名、75歳以上の方は42名と、登録者の約7割以上が高齢者となります。75歳以上の方で運転免許をお持ちでない場合に利用できるタクシー券を発行しておりますが、デマンド型交通の利用登録を行われた75歳以上の方、42名の内、タクシー券を利用されている方は、30名でした。窓口へデマンド型交通の登録にお越しの方や、電話で問合せをいただいた方には、タクシー券との併用ができないことを周知しております。4月になりますと、令和5年度タクシー券の申請受付が開始されますので、引き続き

丁寧な説明に努めてまいります。また、デマンド型交通の運行事業者との連携につきましては、現在、ササモト様と調整を重ねております。運行開始後に、予約が重複し、お断りをした方の状況報告につきましては、お断り件数の他、利用する予定であった乗降場所や時間帯等の報告をいただけるよう、事務局において報告様式を作成し、ササモト様から提出いただけるように準備を進めております。

副会長 ・ 75歳未満の方や、75歳以上でも運転免許を所有する方がいます。また、本年度のタクシー利用券申請者の中には、デマンド型交通の利用者登録をしていない方もおり、その方々は、タクシー券を全て使用した後にデマンド型交通を登録することが予想されます。移行時期を見定めて、改めて丁寧な周知をお願いします。

会長 ・ 窓口等において、タクシー券申請者にタクシー券は、デマンド型交通に使用できない説明は行っていますが、広報紙等の媒体を活用し、市民の皆様幅広く周知する必要がありますので、事務局において対応をお願いします。

委員 ・ デマンド型交通の運行エリアが、北部エリアと南部エリアに分かれています。登録者に偏りはありますか。また、現在の登録者数73名は、事務局が想定している事前登録者数の何割程度ですか。

事務局 ・ 登録手続は、持参、郵送、ファックスとしている他、南部エリアにある野栄総合支所でも受付を行っていますが、登録者のお住まいの地区による偏りはございません。また、事前登録者数につきましては、200名程度を見込んでおり、3割程まで到達しております。今後は、3月上旬に総合公共交通マップを新聞折込み等により市民の皆様へ配付いたしますので、これによる登録者の増加を見込んでいます。

会長 ・ 総合公共交通マップとはどのようなものなのか、また、どのように市民の皆様へ配付するのか詳しく説明をお願いします。

事務局 ・ 総合公共交通マップは、市内循環バス、路線バス、デマンド型交通、高速バス、タクシー、鉄道等の各公共交通機関のダイヤ、運賃等を記載した運行情報案内のためのマップです。配付方法は、3月1日発行の広報そうさ3月号と併せて、新聞折込みにより市民の皆様へ配付いたします。また、新聞未購読者には、広報紙を郵送する際に同封いたします。その他、市役所や野栄総合支所等の各公共施設へ配架し、手に取っていただけるよう準備いたします。

会長 ・ 近隣において、デマンド型交通を運行している自治体で、人口に比した登録者数を把握しているものはありますか。

事務局 ・ 人口6万2千人程の近隣自治体に確認をしたところ、事前登録者数は270名程度でした。

委員 ・ 各委員への総合公共交通マップの配付は、次回の協議会席上ですか。

会長 ・ 事務局、総合公共交通マップの納品はいつですか。

事務局 ・ 2月28日納品予定です。

会長 ・ 納品後、速やかに各委員へ配付するようお願いします。

副会長 ・ タクシー券利用者に対するアンケート調査結果を基に、タクシーを毎日使う

方、月1回使用する方、週1回使用する方、2週間に1回使用する方で頻度補正を実施すると、北部エリアと南部エリアで分けた場合、利用頻度は、ほぼ一定です。ただし、中央地区駅前周辺は利用率が高く、短い区間を何度も利用します。北部エリアや、南部エリアの中央地区から離れた場所は、長い区間を数回使うと想定され、利用パターンが異なります。そのような利用が重なった際に、オンデマンド部分での配車が上手くいくかが問題になります。匝瑳市の地形は、目的地が同じであっても、距離間隔が異なる方々の利用が想定され、迎車で向かう場合、空輸が多くなる可能性があるという問題を抱える地域ですので、参考にお伝えしておきます。

- 委員
- ・ バス運転手等の労働時間の見直しが、令和6年4月にあります。これに伴い、労働時間や休息時間の規定が厳しくなりますので、ダイヤ等の作成や変更は、事前に事業者と協議をして、余裕をもった内容で作成していただきたいと思えます。
- 会長
- ・ その他、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。それでは、御意見、御質問等がないようでしたら、質疑を打ち切らせていただきます。以上で、全ての議事が終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。